

日本医師会会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度

医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償する制度です。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度のポイント

- 1** 院長のみならず、医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により閉院（もしくは外来閉鎖）した場合でも補償されます！
- 2** 休診日を含む連続7日以上での閉院（もしくは外来閉鎖）を確認された時点で、補償金を請求できます！
- 3** 掛金は税務上損金（経費）であり、厚労省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象です。
※申請時期が都道府県ごとに異なりますので、各自治体にご確認ください。
- 4** 本制度は、日本医師会会員が開設または管理する医療機関であれば、対象医療機関の要件や補償金の使用目的は問いません。

本制度は、7日以上での閉院（もしくは外来閉鎖）で100万円の補償金を受け取ることができる制度です。皆さまの医療機関経営の一部補填金としてご活用ください。

補償対象

加入できる
医療機関等

日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）

※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

補償内容と補償金額

補 償 内 容

以下の3つを満たした場合に、補償金を受け取ることができます。

- ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること
- ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること（消毒料金の多寡は不問）
- ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること

補 償 金 額

休業一時金：**100万円**（保険期間中に1回のみ）

※医療収益・医療外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。